

## 昭和音楽大学大学院研究倫理委員会規程

### (目的)

第1条 昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理規範に則り、研究倫理に関する事項について審議等を行うために昭和音楽大学大学院研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 研究倫理規範および研究倫理規程の運用、解釈に関する事項
  - (2) 研究倫理規範および研究倫理規程の改廃に関する事項
  - (3) 研究成果有体物の情報公開または提供に関する事項
  - (4) 学長の諮問事項
  - (5) その他必要な事項
- 2 委員会は、必要に応じて、研究者に対する指導、助言を行うものとする。
  - 3 委員会は、学内外からの苦情、相談等に対応するものとする。
  - 4 委員会は、研究者が研究倫理規程に反する行為があると認めた場合は、学園運営委員会及び研究科委員会に報告するものとする。
  - 5 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討等を行うものとする。

### (委員会の構成)

第3条 研究倫理委員会は、以下の委員をもって構成する。

- (1) 音楽研究科長
  - (2) 博士後期課程の教授1名
  - (3) 修士課程の教授3名
- 2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の出席を求めることができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、各年度4月から3月までの1年間とし、留任を妨げない。

### (委員長等)

第5条 委員会には、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は音楽研究科長とする。副委員長は、構成員の中から音楽研究科長が指名する。

### (議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

- 3 議事は出席者の過半数で決するものとする。

(相談員)

第7条 委員会に委員とは別に相談員を置く。委員は相談員を兼ねることができる。

- 2 相談員は、研究倫理に関する相談、苦情等に対応するものとする。
- 3 相談員は、音楽研究科長が委嘱するものとする。
- 4 相談員の任期は、1年とする。ただし、留任を妨げない。
- 5 相談員は、苦情、相談を受けた事項について委員長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員および相談員は、知り得た内容について、他に漏えいしてはならない。

(事務担当)

第9条 委員会の事務は、総務部総務課が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。